

(介護予防) 短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホームうみべの家 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浩喜会が開設する、短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームうみべの家（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称並びに所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームうみべの家
- (2) 所在地 茨城県東茨城郡大洗町大貫町2 5 5 番地の5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名 (非常勤)
医師は利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上 (常勤兼務)
生活相談員は利用者の相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 看護職員 1名以上 (常勤兼務)
看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (5) 介護職員 20名以上 (常勤兼務)
介護職員は利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 栄養士 1名 (常勤兼務)
栄養士は利用者の献立作成、栄養量計算、食事記録及び調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務)
機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその機能の減退を防止するための訓練を行う。

- 2 前項の職員数については、必要に応じて増員することができる。

(営業所)

第5条 事業者の営業日は年中無休とする。

(利用定員及びユニット)

第6条 事業所の利用定員は10名とする。

2 事業所のユニットの数は1とし、ユニットの定員は10名とする。

(サービス内容の説明)

第7条 指定短期入所生活介護の提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、サービスの内容及び利用期間等について利用者の同意を得た上で利用規約を締結するものとする。

(短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日時用生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

- ・排泄の介助、移動、通院その他必要な生活上の介助
- ・離床、着替え、整容その他必要な生活上の介助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、維持のための訓練を行う。

- ・日常生活動作に関する訓練

(4) レクリエーションサービス

利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ・行事的活動・趣味活動・レクリエーションその他のサービス

(5) 入浴サービス

衣類着脱、洗髪、洗身、清拭その他必要な介助を行う。

入浴回数 週2回以上

(6) 食事サービス

食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、食事摂取の介助、その他必要な介助を行う。

(7) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第9条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

2 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料等)

第10条 事業所が提供する指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働省が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に応じた額の支払いを受けるものとする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。

(1) 滞在費 1日につき 2,066円

(2) 食費 朝食390円・ 昼食555円・ 夕食500円

- | | |
|--|-----|
| (3) 特別食 | 実 費 |
| (4) 理容代 | 実 費 |
| (5) その他、指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが
適当と認められる費用 | 実 費 |

- 2 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について必要な資料を提示し、その支払に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。
- 3 利用料の支払いは、サービスの利用終了時に、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 11 条 通常の事業の実施地域は、大洗町、水戸市、ひたちなか市、茨城町、鉾田市区域とする。
- 2 隣接する市町村が合併の際には合併後の市町村もサービス提供地域とする。
- 3 特別の事情がある場合、前項の市町村に近接する市町村もサービス提供地域とする。

(各種サービス提供記録の記載)

- 第 12 条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

- 第 13 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を厳守する。
- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 14 条 指定短期入所介護事業の円滑な運営を図るため、利用者は、次の事項を遵守するものとする。
- (1) けんか、口論等他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 指定した場所以外で喫煙しないこと。
- (3) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出さないこと。

(苦情処理)

- 第 15 条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

- 第 16 条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理等)

- 第 17 条 指定短期入所生活介護を提供する施設の備品等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所内において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう必要な措置を講じることとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 第3項に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う

(緊急時における対応方法)

第18条 指定短期入所生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に急変その他、緊急事態が生じたときは主治医あるいは協力医療機関、その家族に連絡し適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、防火管理者又は・火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

2 災害対策担当者(防火管理者)管理者とする。

3 第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(身体的拘束等)

第20条 事業所は、サービスの提供に当たって当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 権利擁護・事故防止委員会を2ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

4 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

5 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 責任者は管理者とする

(2) 職員に対し虐待を防止するための研修を年2回以上実施する

(3) 虐待等に対する相談窓口

特別養護老人ホーム うみべの家 担当者は生活相談員とする

(4) 虐待防止のための指針の整備

(5) 権利擁護・事故防止委員会の中で虐待防止に関して検討し、その結果について職員に周知徹底を図る。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活

介護の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第23条 介護に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の質的向上を図るための、次のとおり研修の機会を設ける。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備しサービス提供の日から5年間は保存するものとする。
- 3 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人浩喜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成17年11月1日から施行する。

平成21年 3月21日一部改訂

平成27年 5月 1日一部改訂

平成29年12月 1日一部改訂

平成30年 6月 2日一部改訂

令和 1年10月 1日一部改訂

令和 3年 8月 1日一部改訂

令和 5年 8月 1日一部改訂

令和 5年12月 1日一部改訂

令和 6年 4月 1日一部改訂

令和 6年 8月 1日一部改訂